

さいたまの学童ほいく

NO.06-3 / 2006年12月8日 埼玉県学童保育連絡協議会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-1005 048-644-1571

FAX048-644-1572 http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/

e-mail:gakudoust@yahoo.co.jp 【郵便振替】00160-7-93727

11月16日、さいたま市内において来年度県予算についての福祉部、教育局との話し合いが開催されました。県下29市町から約180名の保護者と指導員らが参加。県から林俊宏子育て支援課長以下10名が出席。県議会からは、公明党・地方主権の会・共産党・民主党の4会派の議員が同席、自民党から激電が届きました。

「放課後子どもプラン~従来通り、放課後児童健全育成事業を実施」

冒頭、林課長が、「子どもを取り巻く環境が厳しさを増す中、安心・安全な放課後を過ごせる場の確保がますます重要になっている。予算編成の状況はあいかわらず厳しいが、現場の実情を踏まえた施策としていきたい」「『プラン』についての心配はあると思うが、埼玉県としては従前どおり放課後児童健全育成事業を実施していく方向」とあいさつされました。続けて山本和順事務局長が要望を説明、その後7名が現場の実態をもとに発言しました。

「子どもたちのつらい気持ちを受けとめるのが指導員の仕事。長く働き続けることが必要だが、現実には辞めていく指導員があとをたない。勤続を支える補助水準を」金井さん（所沢市・指導員）

「指導員の援助を受け、障害児も一緒に生活することで理解し合っていく姿は感動的。父母が安心して通わせるられるよう、すべての子どもに寄り添える職員配置を」小川さん（富士見市・指導員）

「今、学童に通えることで我が家の生活が成り立っていると思う。障害のある子どもたちのためにも指導員が長く働き続けられる環境づくりを」大沢さん（寄居町障害児学童太陽の子・保護者）

「利用児童が急増している。子どもたちが生活しやすいよう大規模クラブは分離を進めているところ。同一住所での複数クラス制にそれぞれへの補助を認めてほしい」小池さん（草加市・保護者）

「4月から指定管理者制度。父母・指導員の声が聴かれない進め方に不安をおぼえる。また指導員が数年で入れ替わっては、子どもにとって最も大切な保育の継続性が失われる。指定管理者制度は学童にはそぐわない。県から指導を」島野さん（坂戸市・指導員）

「施設・会計が別であれば2クラブ」「教室と放課後児童クラブは別事業」

県との話し合い開催。続いて知事懇談で要求実現へ！

「通常学童は児童福祉事業として位置付けているため、数年勤務することでいくつかの資格が得られる。障害児学童指導員にも勤務年数が反映されるような制度を何か考えてほしい。特に若い指導員は励まされるだろう」藤枝さん（さいたま市障害児学童・指導員）

「業務委託で『運営は保護者の会が当たる』という条例だが、国の方針ということで指定管理者制度の導入が予定されている。平成10、12年の県通知の趣旨で指導を」阿部さん（北本市・指導員）

「同一住所でも県としては複数クラブ補助を認めていく」

発言を受け、野口典孝主幹が回答しました。

【県補助基準額の改善】「新規補助クラブが引き続き増加する見込み。県全体としては、県単補助は原則廃止という流れだが、国の補助単価を基本として、事業の充実に努めたい」と述べました。国の単価を基本とする従来の考え方に止まりました。

【大規模問題・分離補助要件】「施設を区切り、会計上も別々の運営体制が確保されていけば、2クラブとして扱うなどの柔軟な対応をしていく」「国の方も大規模を解消していくという話がある。『住所が同じではダメ』では対応できないので、柔軟な運用を考えている」と、同一住所であっても複数補助を認める見解を示しました。事例として示した草加市の例については個別に判断することを留保しました。

【障害児担当指導員配置】「さらなる加算等については、引き続きその必要性について検討していきたい」と従来通りの回答でした。

【障害児学童保育】補助基準額と配置基準の改善について、「さらなる補助要件の緩和は、放課後児童健全育成事業との整合性や県財政の状況を考えながら引き続き研究していきたい」と述べました。また薄井会長からの「基準としている国庫補助が改定された場合、連動して改善されるか」という追加質問に、「現状ではそこまでできる見通しではない」と答えました。

【コバトプラン】「県としては放課後児童クラブの充実が重点施策。財政は厳しいが、重要な課題として“選択と集中”をし、次世代

育成支援をおこなってきたい」

【放課後子どもプラン】「9月20日に国から説明を受けたが、事業詳細について不明な部分もあり、具体的な実施方針は今後の課題。福祉部・教育局で連携をとって進めていく」

【指定管理者制度】制度実施に際しては住民意向を尊重し、行政としての説明責任を果たすよう県からの働きかけを求めました。「事業運営主体や選定方法に、県が意見を述べるのは困難。市町村担当者が集まる機会に、保護者会等との意思疎通が図られるよう依頼をしていきたい」

「国庫補助改定に連動して補助基準額増に努力したい」

回答を受け、代表して薄井俊二会長が数点の再質問をしました。

国の学童保育予算が補助単価の改善を盛り込んで成立した場合、県補助単価も連動して改善されるかについて、県は、これまでの経緯に沿って「今回もそのようにできればと考えており努力したい」と述べました。

「運営基準活用促進事業は大変助かっている。今後も実施し拡充を」との要望に対し、「この事業は大きい役割を果たしてきた。来年度も同じような事業ができるよう努力する」と述べました。

『プラン』について、二つの事業は独自の内容と役割を持ち、それぞれを発展させていく旨の答弁を求めました。担当課から「とりあえず来年は放課後児童クラブを今まで通りおこない、それに放課後子ども教室が加わると認識している。新聞報道のように全部一体化して一緒になることはない」と国も言っているので安心してほしい、また教育局からは、「『プラン』の中で放課後子ども教室と学童保育は別々の事業と捉えており、一体的におこなうという認識は持っていない。二つの事業が連携して『プラン』を進めていくと認識している」との答弁がありました。

県側回答要旨

福祉部 子育て支援課

・県施策 1. (1)対象数の増加を確実に盛り込んで
(2)補助基準額の増額 (3)公営の補助基準額の引き上げを

平成19年度も新規クラブが増加する見込み。国の補助単価を基本的に
充実に努める。県補助単価については、引き続き研究していきたい。

2. 施設確保のために (1)単独で建てる補助「児童厚生施設等整備費」の予算化を (2,3) 余裕教室を活用する、備品の購入のための「保育環境改善等事業費」の予算化を (4) 家賃補助を

(2)施設整備については、余裕教室を活用する整備は、市町村と連携し積極的に活用したい。その他の施設整備費は大変厳しい状況。

3. 指導員研修会を引き続き共催、内容も充実・予算増を

研修の重要性は認識している。今年も多くの指導員の協力をえて10月1日に開催し、750人にご参加いただいた。また、県連協が開催する研修会は指導員研修に資するとの観点から県が後援している。

4. 大規模問題解決のために (1)「複数の集団活動ができる体制」をとった場合、それぞれに補助を実施してください
(2)適正規模を確保するため、市町村に分離独立を働きかけて

施設を区切り、会計上も別々の運営体制が確保されていれば、2クラブとして扱うなどの柔軟な対応をしていく。国の方も大規模を解消していくという話がある。『住所が同じではダメ』では対応できないので、柔軟な運用を考えている。

5. 障害児受け入れを進めるために
(1)指導員人件費補助の改善 (2)4人以上で指導員2人配置に
(3)学童保育への送迎を支援する制度を

さらなる加算等は、引き続きその必要性について検討していきたい。

・障害児学童保育事業の改善を

1. 箇所数増、児童数増を見込む予算化 2. 人件費補助単価増
3. 児童数に見合った指導員配置 4. 健康診断料の補助 5. 運営費補助 6. 施設への補助を、市町村へ支援を 8. 送迎用車両の税減免

養護学校学童保育は、クラブや児童数の増加に積極的に対応してきた。また今年度から補助基準額を10%引き上げた。さらなる補助要件の緩和等は、放課後児童健全育成事業との整合性や県財政の状況を考えながら引き続き研究していく。自動車税減免は、今すぐを実現することは困難。引き続き税務担当課へ要望趣旨を伝えていく。

・コバトプランのめざす少子化克服を真に達成するために、学童保育だけでなく児童に関わる予算を抜本的に増やして

埼玉県子育て応援計画は、地域での子育て支援、働き方の見直しの推進、次世代の親づくり、安全・安心な環境の柱のもと、各行政分野にわたり総合的に子育て支援を推進していくもの。放課後児童クラブの充実が重点施策として位置づけている。重要な課題に集中と選択をおこない、次世代育成支援をおこなっていききたい。

・「運営基準」に関わって 1. 活用促進事業の充実、「基準の改善を 2. 「運営基準」にそって改善を進めるよう、市町村への指導を 3. 国へ「運営基準」策定を働きかけて

今年度も「運営基準」に基づく点検を実施中。「運営基準」はみなさんの意見を聴いて充実に努めたい。活用促進事業は大きい役割を果たしてきた。来年度も同じような事業ができるよう努力する。

・「放課後子どもプラン」についての要望 1. 国へ、放課後子ども教室と学童保育の両事業をそれぞれ充実するよう要望を 2. プランの具体化は、福祉部と教育局が連携し、県連協も含めて

9月20日に国から説明を受けたが、事業詳細について不明な部分もあり、具体的な実施方策は今後の課題。福祉部・教育局で連携をとって進めていく。『プラン』の中で放課後子ども教室と学童保育は別々の事業と捉えており、一体的におこなうという認識は持っていない。二つの事業が連携してプランを進めていくものと認識している。

・厚生労働省に対して概算要求の実現を働きかけて

概算要求を注視しながら適切な対応がおこなえるよう努力する。

・指定管理者制度の導入など制度変更をおこなう際、住民・父母・指導員への説明責任を果たすよう、市町村に働きかけを

従来から多様な運営形態が存在しており、運営主体や選定方法について県が意見を述べるのは困難。運営主体と保護者や児童との意思疎通は、事業の実施にあたって当然必要な事項であり、指定管理者制度導入の市町村でも配慮されているものと考えている。児童・保護者にとって事業の質の向上は重要であり、各市町村の事業実施状況は引き続き注視していく。要望をふまえ、今後市町村担当者が集まる機会に保護者会等との意思疎通が図られるよう依頼していく。

教育局 義務教育指導課

-2.- (5) 学校施設等を活用できるように指導を

県で策定した「余裕教室の活用指針」、放課後児童クラブの例を取り上げている「空き教室転用事例集」などにもとづいて、社会教育施設や児童福祉施設などの福祉施設等への活用を含め、余裕教室の有効活用を図るよう、指導事務主幹課長会議等の機会を捉えて市町村教育委員会に働きかけているところ。

教育局 特別支援教育課

-7.- (1) 障害児学童保育の意義と内容を各学校に伝え協力を (2) 養護学校と障害児学保とが日常的に情報交換を行える場をつくれるよう (3) 施設・教室などを学童保育の活動場所として利用できよう

(1) 障害児の学童保育は、子育て支援課が実施する養護学校放課後児童対策事業の中で取り組んでいるので、できる範囲で協力していきたい。(2) 児童生徒の健全な育成を図るため、学校・家庭・地域で適切な情報の交換を行い、養護学校の児童・生徒が関わる学童保育機関や福祉関係諸機関等と連携を図ることは大切なことだと考える。それぞれの学校・家庭・地域の実情に即して検討することが必要だと考える。(3) 養護学校では、放課後、部活動等とともに、各教室等で教材研究、学年・教科別の校務分掌等の係会議、翌日の授業の準備等がされている。こうした生徒の課外活動や職務を支障なく展開し、児童・生徒により良い教育を行うことが養護学校の使命なので、学校内の施設・教室等を学童保育のために利用できるようにすることは困難。学童クラブを「県立学校体育施設開放事業」の利用団体として登録してもらい、引き続きこのような形で学校内の体育施設を利用できるようにしていきたい。